平成２３年（フ）第９１６０号
東京都江東区石島11―５　鈴木方２Ｆ
債務者　田中　裕穂
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１６３号
東京都武蔵村山市大南１丁目１―１―501
債務者　池富　大悟
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１６４号
東京都調布市入間町１丁目12―11―102
債務者　鈴木　隆幸
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１６５号
東京都江東区東砂８丁目18―22―420
債務者　大門夕奈子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１６７号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目30―12
債務者　鈴木　武男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７０号
東京都国立市富士見台１丁目27―１―23―105
債務者　犬飼　俊雄
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７１号
東京都杉並区天沼１丁目16―６―202
債務者　本間　麻美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７２号
東京都新宿区上落合２丁目16―23―102
債務者　細谷　　保
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７３号
東京都新宿区西新宿５丁目８―８―502
債務者　澤橋　辰徳
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７４号
東京都江東区豊洲１丁目３―15―810
債務者　ペラヨ　ロース　ボルハ
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７６号
埼玉県春日部市備後西１丁目10―41　シャン・ド・フルールＢ―306
債務者　榎本亜由美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１９２号
東京都葛飾区西新小岩３丁目39―４―202
債務者　小寺　彦文
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１９３号
東京都葛飾区奥戸２丁目15―11―103
債務者　辻　　一之
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１９４号
東京都江戸川区江戸川３丁目50―４―Ⅱ101
債務者　岡本　恵未（旧姓星）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１９７号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸900―３
債務者　田中　房枝
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部